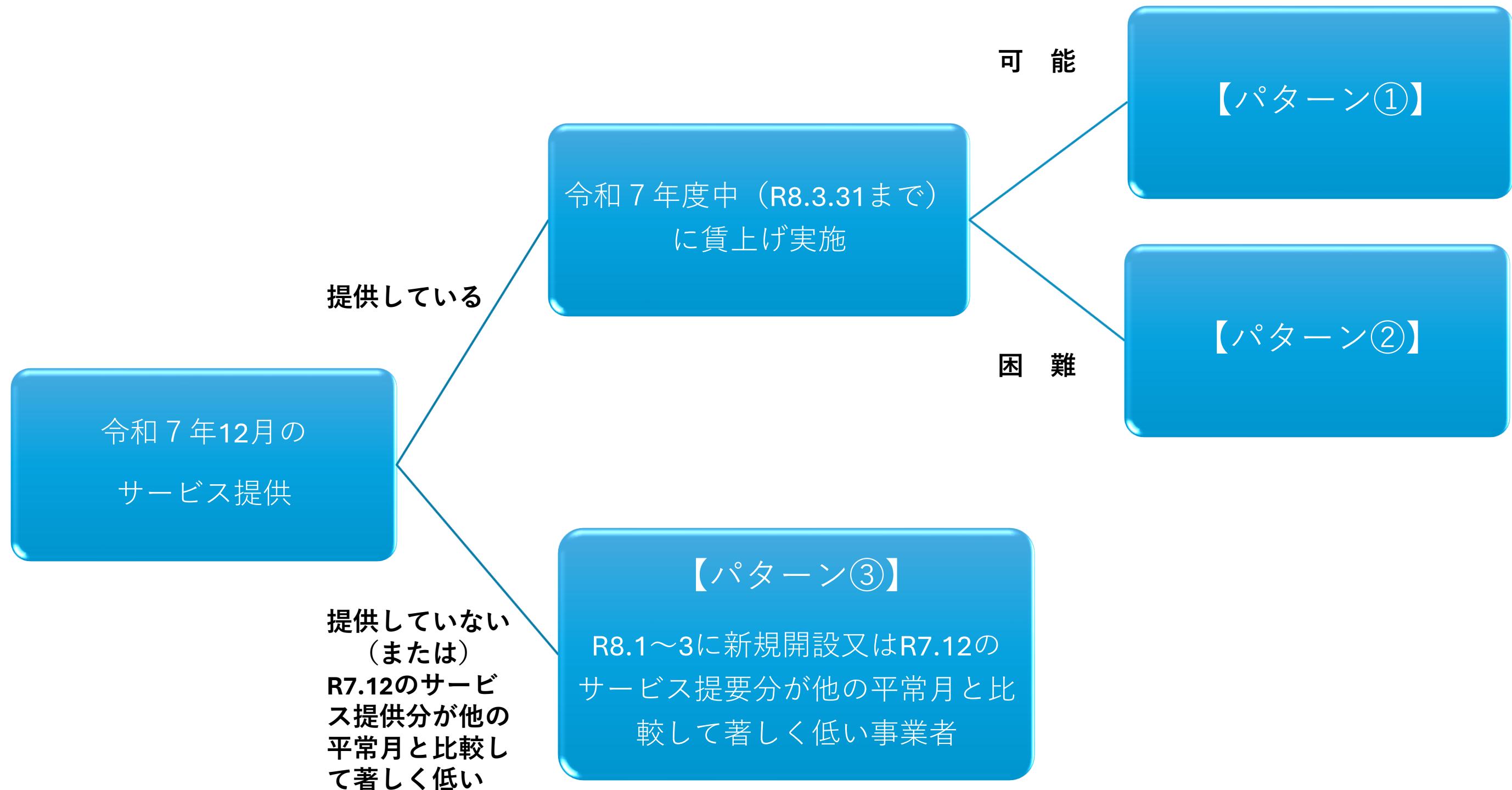


【参考】フローチャート



(留意事項)

- ・ いずれの区分を選択しても、補助金の支払時期に差があるのみで、区分の違いによる事業者の算定額への影響はありません。
- ・ 実績報告書の提出時点で本補助金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた補助金は返還となります。